

学校法人桐朋学園
桐朋学園芸術短期大学
機関別評価結果

平成 26 年 3 月 13 日
一般財団法人短期大学基準協会

桐朋学園芸術短期大学の概要

設置者	学校法人 桐朋学園
理事長	小柳 敏志
学 長	越光 照文
A L O	安宅 りさ子
開設年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
所在地	東京都調布市若葉町 1-41-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
芸術科	演劇専攻	70
芸術科	音楽専攻	50
	合計	120

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	演劇専攻	20
専攻科	音楽専攻	20
専攻科	ステージ・クリエイト専攻	10
	合計	50

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

桐朋学園芸術短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 26 年 3 月 13 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 24 年 7 月 27 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学校法人桐朋学園の教育は、戦後日本の教育改革の担い手であった、東京文理科大学の務台理作氏による教育理念「一人ひとりの人格を尊重し、自主性を養い個性を伸長する」に基づいている。学園では、この教育理念を建学の精神に相当するものとして継承してきた。

当該短期大学は、平成 25 年度の学科構成の変更（芸術科ステージ・クリエイト専攻を募集停止）に伴い、この教育理念を建学の精神として確立し、教育の目的・目標を「芸術文化の創造と発展に寄与しうる創造的な人材の育成」と改め、これに基づき芸術科演劇専攻と音楽専攻に三つの方針を策定し、周知を図っている。

「学生による授業評価アンケート」、「自己評価ノート」の導入等、教育の質を確保する取り組みがなされ、学生、教員、学外からの意見聴取等によって教育効果の測定に取り組んでいる。しかしながら、本協会の基準に照らし、学科・専攻の学習成果を明確に定めることが望まれる。

自己点検・評価規程を整備し、全教職員が協力して取り組む体制が整っている。

学位授与の方針は明確で、入学者受け入れの方針は、学位授与の方針に基づいて示されており、周知等も適切に行われている。学習成果の査定に関しては、シラバスに授業の到達目標や評価方法が明示され、また、科目によっては「グレード制」の導入の実施、実技試験の評価に関する公平性を保つための取り組みがなされている。海外研修旅行、外国人演奏家による公開レッスン等、海外との関わりを教育活動の中に組み込んでいて、一層の発展が期待される。学生情報の教員間での共有も配慮され、「学生による授業評価アンケート」や卒業後評価の改善も課題として認識されている。入学前指導も行われており、また、「ランチミーティング」や「全体集会」を実施し、学生の意見や要望を直接聞く場を設定している。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、教員の研究成果は、『桐朋学園芸術短期大学紀要』や演出、劇作、演奏、作曲等で発表され、公演や出版、ウェブサイト上で公開している。より充実した研究活動が行われるよう、個人研究室の整備や外部機

関からの研究費獲得についての働きかけが望まれる。

事務組織は部門単位で組織され、事務局は、当該短期大学を含む五つの学校を統括している。「桐朋学園女子部門就業規則」等、諸規程を整備し、適正に管理している。主要な規程の改定にあたっては、「理事・事務局長情報」等の学内配布資料で周知が図られている。なお、職員は、関係団体の主催する説明会や研修会に積極的に参加しているが、SD規程は整備されていないため、規程の作成が望まれる。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を充足しており、校舎は耐震補強工事を完了している。

平成24年9月より「緊急時安否確認システム」を導入し、全教職員、全学生の登録を義務付けている。技術的資源として、各専攻の教育目的・目標に応じた実習室、レッスン室、練習室、ピアノ等の楽器、照明機材、音響機材、工具等の備品を整備し、定期的な点検・修理に努めている。

法人の財政状況は健全であり、当該短期大学の帰属収入に対する教育研究経費比率は適正である。

理事長は、学園の建学の精神及び教育の理念をよく理解し、学園の発展に尽力している。それぞれの部門の自主性を尊重した学園運営が行われている。理事長は、理事会、評議員会を適切に運営し、リーダーシップを発揮しその職務を果たしている。

学長は、規程に基づいて選任され、教学の中心的な立場で活動している。また、劇団の演出等における実績を持ち、外部の演劇教育活動にも積極的に関わっている。理事長と学長のリーダーシップの下に、監事と評議員がその責任を果たし、ガバナンスは適切に機能している。

監事は学校法人の業務及び財産の状況を適宜監査し、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し意見表明をしている。ウェブサイト等を通じて教育情報を公表し、財務情報を公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマB 教育の効果]

- 「自己評価ノート」の導入は、学生自らの主体的な反省に基づく、学生の中から見た教育目標・目的の到達度の確認及び課題の自覚を促すことにつながっている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 留学支援や国際交流・国際感覚の研鑽を視野に入れた海外研修旅行、外国人演奏家によるコンサートや特別講座、公開レッスン等、様々な形で、海外との関わりを教育活動の中に組み込んでいる。

[テーマ B 学生支援]

- 学生会・自治会役員と学生・安全対策委員会担当教員との間での「ランチミーティング」や芸術科演劇専攻、専攻科演劇専攻の全学生と専任教員が参加する「全体集会」の実施といった、学生の意見、要望を直接聞くことができる場を設定している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 東日本大震災以後、防災用品、非常用食糧等の備蓄の充実に努めるとともに、平成 24 年 9 月より「緊急時安否確認システム」を導入し、全教職員、全学生の登録を義務付けている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 本協会の基準に照らし、学科・専攻の学習成果を明確に定めることが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 前回の第三者評価結果でシラバスの記載にばらつきがみられるという指摘がなされ、改善に努められたが、一部の科目については、成績評価を「課題提出物」とのみ記載したり、授業計画が講義回数に応じた記載でなく一行のみというものがまだみられるため、引き続き改善に努められたい。
- 一部の科目において、1 単位当たり 15 時間の授業が確保されていない。短期大学設置基準に従い、定期試験を含まない 15 時間の授業確保が必要である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- より充実した教員の研究活動が行われるよう、外部機関からの研究費獲得に向け、

組織的な取り組みが望まれる。

- 事務組織については連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程等を整備することが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

平成 25 年度より建学の精神を「一人ひとりの人格を尊重し、自主性を養い個性を伸長する」とし、教育の目的・目標を「芸術文化の創造と発展に寄与しうる創造的な人材の育成」と改めた。それに基づき芸術科演劇専攻と音楽専攻の三つの方針を確立し、建学の精神、教育の目的・目標、三つの方針の周知を図っている。

教育目的・目標は専攻ごとに確立されているが、学習成果に関しては、本協会の基準に照らし、学科・専攻ごとに明確に定めることが望まれる。

一方、「学生による授業評価アンケート」の項目を点検したり、学生間の基礎的知識の格差を小さくする取り組み、平成 24 年度の芸術科演劇専攻及びステージ・クリエイト専攻での「自己評価ノート」の導入等、教育の質を確保しようとする姿勢がうかがえる。「自己評価ノート」の導入は、学生自らの主体的な反省に基づく、学生の中から見た教育目標・目的の到達度を確認させ課題の自覚を促している。

また、演奏会、発表会、試演会、卒業公演等で学習成果を学内外に表明し、学生へのフィードバックとなる対話を教員と積み重ね、学習成果の向上を図っている。

関係法令の変更については、教授会や各委員会で適宜確認し、非常勤教員に対して冊子「非常勤講師の皆様へ」や、年度はじめの非常勤教員説明会で、法令変更や順守の説明を行っている。学習成果のアセスメントについては、各専攻とも「成績評価」、「学生による授業評価アンケート」、「自己評価ノート」、学生、教員、学外からの意見聴取等によって、教育効果の測定に取り組んでいる。

自己点検・評価については、「自己点検・評価規程」を整備するとともに、全教職員が協力して自己点検・評価に取り組む体制が整っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針を学則に規定することに関しては検討課題とされているが、学位授与の方針それ自体は五つの観点から明確にまとめられている。ただし、学習成果と学位授与の方針との対応関係を明確にすることが求められる。

また、教育課程は、学位授与の方針に対応した形で整備されているが、1 単位当たり 15 時間の授業が確保されていない科目が複数みられるので、短期大学設置基準に従い、

定期試験を含まない 15 時間の授業確保が必要である。

入学者受け入れの方針は、学位授与の方針に基づいて示されている。入学前の学習成果の把握についても明確に定められており、入試もそれを踏まえて行われている。

個々の科目の学習成果の査定に関しては、シラバスに「授業の到達目標」や評価方法が明示されている。また、科目によっては、「グレード制」の導入の実施、実技試験の評価に関する公平性を保つための取り組みがなされている。

なお、前回の第三者評価結果でシラバスの記載にばらつきがみられるという指摘がなされ、改善に努められたが、一部の科目については、成績評価を「課題提出物」とのみ記載したり、授業計画が講義回数に応じた記載でなく一行のみというものがまだみられるため、引き続き改善に努められたい。

留学支援や国際交流・国際感覚の研鑽を視野に入れた海外研修旅行、外国人演奏家によるコンサートや特別講座、公開レッスン等、様々な形で海外との関わりを教育活動の中に組み込んでいて、一層の発展が期待される。

卒業後評価に関しては、進路先へのアンケートを実施しているが、回収率の低さ等に改善の余地がみられる。

学習成果の獲得等に関しては、学科の利点を生かした形での取り組みがなされている。また、学生の情報の教員間での共有に関する配慮されている。さらに「学生による授業評価アンケート」の改善案も示されている。

また、授業に関しては、補習の実施等をはじめとした様々な工夫がなされている。

スクールカウンセラーの配置、セクシャルハラスメントについての指導、学生が自由に集う場所の開放時間の延長等、生活支援に関する様々な努力が認められる。

進路支援は、それぞれの専攻の教員による直接対応と「総合ガイダンスセンター」を通じて行われている。また、入学者受け入れの方針の周知等は適切になされており、入学前指導も行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員数は短期大学設置基準を充足している。専任教員の採用・昇任は「桐朋学園芸術短期大学専任教員採用・昇任規程」等にのっとり適正に行われている。専任教員の職位は、真正な学位、研究上の業績、教育実績、芸術上の優れた業績等によるもので短期大学設置基準を充足している。

教員の研究活動に関しては、「桐朋学園女子部門研究研修規程」が整備され、研究日は週 2 日となっている。多くの教員が演出、劇作、演奏、作曲、研究等で優れた業績を残し、公演や出版等やウェブサイト上で公開している。共同研究、外部機関からの研究費調達については、「東京演劇大学連盟」への芸術科演劇専攻の参加計画等、積極的な姿勢が認められるが、より充実した研究活動が行われるよう、個人研究室の整備や外部機関からの研究費獲得についての働きかけが望まれる。

事務組織は部門単位で組織され、事務局は、当該短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園の五つの学校を統括している。「桐朋学園女子部門就業規則」をはじめとする諸規程を整備し、適正に管理している。主要な規程の改定にあたっては、「理事・

事務局長情報」等の学内配布資料で周知が図られている。なお、職員は、関係団体の主催する説明会や研修会に積極的に参加しているが、SD 規程は整備されていないため、規程の作成が望まれる。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を充足している。当該短期大学校舎は耐震補強工事を完了している。

図書館には十分な蔵書、学術雑誌、楽譜、視聴覚資料が整備され、特に芸術科演劇専攻の公演 DVD は 150 点を超え、貴重な映像記録として学生の好評を得ている。また、大学図書館との相互利用により有効活用されている。

東日本大震災以後、平成 24 年 9 月より「緊急時安否確認システム」を導入し、全教職員、全学生の登録を義務付けている。

技術的資源として、各専攻の教育目的・目標に応じた実習室、レッスン室、練習室、ピアノ等の楽器、照明機材、音響機材、工具等の備品を整備し、定期的な点検・修理に努めている。

法人の資産総額は負債総額を大きく上回り、短期大学部門の帰属収入に対する教育研究経費への配分は適正に管理されている。学校法人桐朋学園の財政状況は健全である。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学校長、理事としての経験が長く、学園の建学の精神及び教育の理念をよく理解し、学園の発展に尽力している。理事長は、理事会、評議員会を適切に運営し、理事会の職務執行についても監督し、理事会の学校法人の意思決定機関の責任を認識の上、リーダーシップを適切に発揮しその職務を果たしている。

学長は規程に基づき選任され、教学の中心的な立場で活動している。また、劇団の演出等における実績を持ち、外部の演劇教育活動にも積極的に関わっている。教授会は教授会規程に基づいて学長が招集し、学長のリーダーシップの下、適切に運営されている。学長は、学科改組や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等の確立において識見を十分に示している。また、実践的な演劇教育を含む芸術系短期大学の向上・充実に取り組んでいる。

理事長と学長のリーダーシップの下、監事と評議員がその責任を果たし、ガバナンスは適切に機能している。監事は寄附行為に基づき選任され、学校法人の業務及び財産の状況を適宜監査し、毎会計年度監査報告書を作成し、会計年度終了後 5 月の理事会、評議員会に提出し、理事会で意見を述べている。

監査報告書作成にあたり、公認会計士から会計監査結果の報告を受け、質疑応答及び意見交換を行った上で、公認会計士、監事、理事長、財務理事、事務担当が一堂に会する「法人監査会」における各部門に対しての質疑応答、確認を行っている。

評議員会は、寄附行為に基づいて理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。また、理事長は、私立学校法に基づき、諮問事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞き、評議員会を寄附行為に基づいて開催し、理事長の諮問機関として適切に運営している。

事業計画と予算は、関係部門の意向を集約、決定し、理事等より速やかに関係部署に報告、指示され、予算執行は、それぞれの科目の担当者、担当部署で適正に執行されている。日常的な出納業務は経理課の担当者が行い、毎月の経営評議会に報告している。計算書類等は、全て公認会計士及び監事の監査を受けており、経営状況及び財政状態を適正に表示している。

学校教育法施行規則、私立学校法に基づき、ウェブサイト等を通じて教育情報を公表し、財務情報を公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

学長、在学生在が参加して、当該短期大学の特色を生かした公開講座や生涯学習を行っている。芸術科音楽専攻の年4回の演奏会形式の公開講座、年間8講座の「ウィークエンドカレッジ」、それを発展させた学生も交えた学内ホールでの演奏会や芸術科音楽専攻、演劇専攻の教員が講師を務める公開講座を実施したり、学長と著名教授との芸術に関する公開対談等を実施している。

芸術科音楽専攻では、社会人入学を20年ほど前から行っており、20歳代から60歳代までに及ぶ向学心にあふれる社会人学生の存在は、若い学生達にも良い影響を与えている。

このような活動は、音楽と演劇の芸術系短期大学への地域社会の理解を深め、また、学ぶ機会を得られる貴重な機会となっている。

調布市との連携で、劇場、文化会館で在学生在や卒業生も多く参加する音楽会を開催し、「せんがわ劇場指定地域連携事業」として当該短期大学三専攻合同公演を行ったり、市民参加講座「親子で連弾」を開き当該短期大学教授がゲスト演奏、福島県南会津町教育委員会との連携で学生も参加する年間4～7回のアウトリーチ活動（社会貢献活動）をするなど、芸術と地域の人々との関係を広げ、深める努力を継続して行っている。学生の表現力を高める、貴重な教育の機会ともなっている。また、卒業生とのつながりの深さを表している。

地元商店街の夏祭りに参加したり、芸術科音楽専攻の学生が自主的に近隣の小学校、幼稚園で読み聞かせコンサートを行ったり、病院、各種施設への慰問演奏等を行う例が増えている。また、専修を超えてアンサンブルを勉強する学生の主体的な活動も目立ってきている。芸術科演劇専攻では、仙川商店街協同組合主催の祭りやイベントに、20～80人の学生が、屋台運営やダンスパフォーマンス、仮装行列をボランティアで行っている。調布市主催の成人式では、ダンスパフォーマンス「桜華乱舞」を披露、約20人が成人式の成功に貢献している。

講座間での受講者数のアンバランス、講座に対する地域社会のニーズの把握、学生が参加する地域活動のより効果的なあり方、ボランティア活動の組織化や単位化の検

討等、課題も把握されている。

公開講座・生涯学習講座・アウトリーチ活動（社会貢献活動）、ボランティア活動等、多様な地域活動を、学生、教員から卒業生、学長に至るまで、当該短期大学の総力を上げて行っている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 平成 22 年から開催している「ウィークエンドカレッジ」は、平成 24 年度は、年間全 8 講座を開催。内容は合唱を中心としたヴォイストレーニング、ピアノ指導法の実技、ソルフェージュ、文学・言語論等で、特にヴォイストレーニングの講座は、継続して参加する受講者も多く、昨年度より受講者の発表の場として学内ホールを開放し、芸術科音楽専攻の学生も交えた演奏会を開催している。
- オープンキャンパスの中で、地域社会に公開したクロストーク「芸術家の仕事」で、越光照文学長と鴻上尚史教授（劇作・演出）の対談を行っている。演劇の専門家である学長ならではの、また、演劇の歴史ある当該短期大学ならではの企画で、芸術系短期大学の意義を地域社会に理解してもらう貴重な機会となっている。
- 調布市との連携により、調布市せんがわ劇場にて「サンデー・マティネ・コンサート」、調布市文化会館「たづくり」での「小さな小さな音楽会」を年間を通して開催している。これらのコンサートに在 student や卒業生等も多く出演しているところは、卒業生とのつながりの強さを表しているといえる。
- 芸術科音楽専攻では、福島県南会津町教育委員会との連携で、南会津の小中学校を訪問し、生の音楽を子供たちに届ける「南会津アウトリーチ」を数年来、年間を通じて行っている。プログラムを学生たちと構成し、学生の表現力を高める機会ともなっている。